

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 1 月 30 日 京都地方法務局舞鶴支局 登記官 森田和也

- 1 手続番号
第 1304-2021-0070 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
舞鶴市字田井小字寺ノ上 10016 番 3